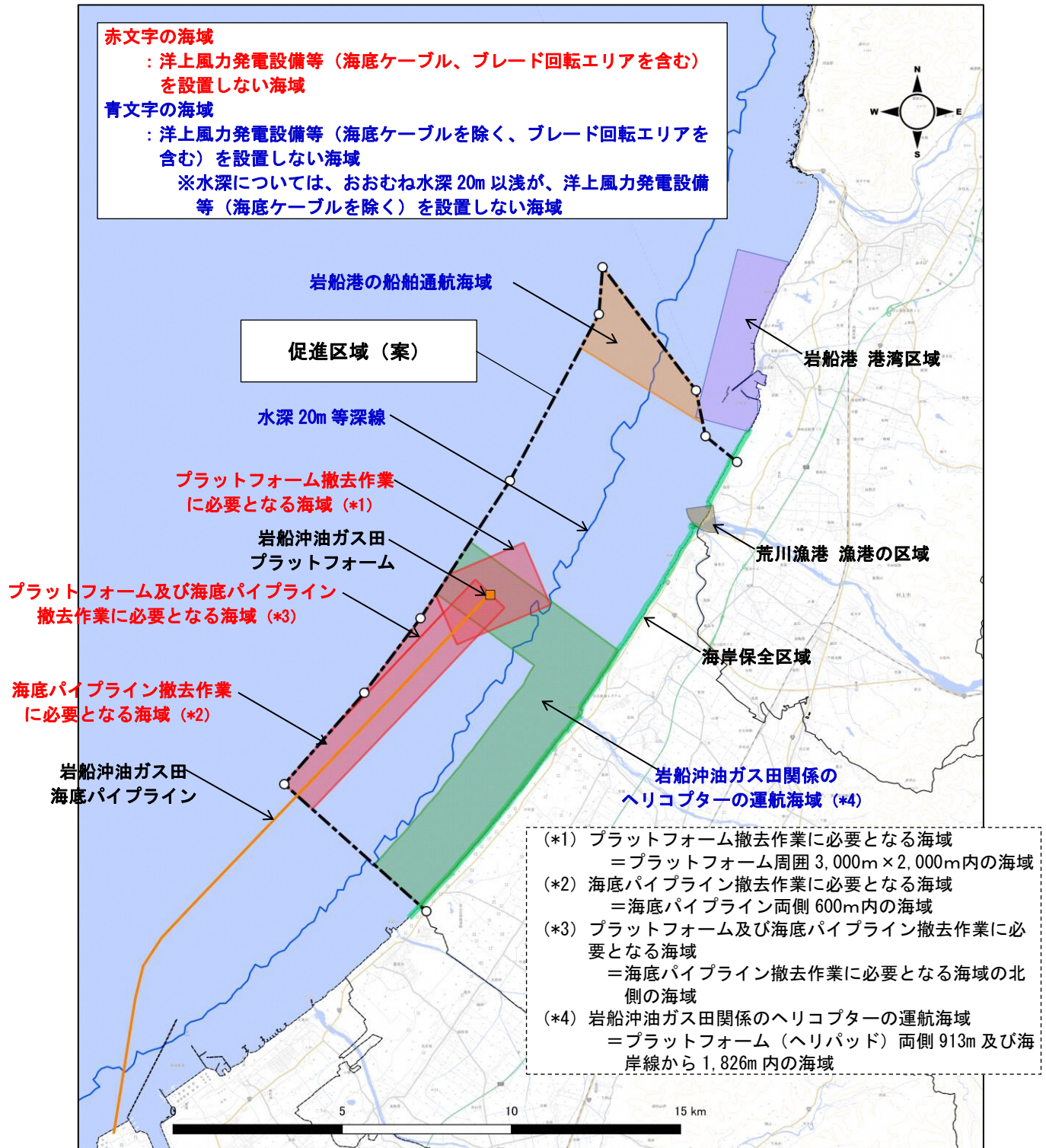


発電設備等の設置に制約が生じる範囲

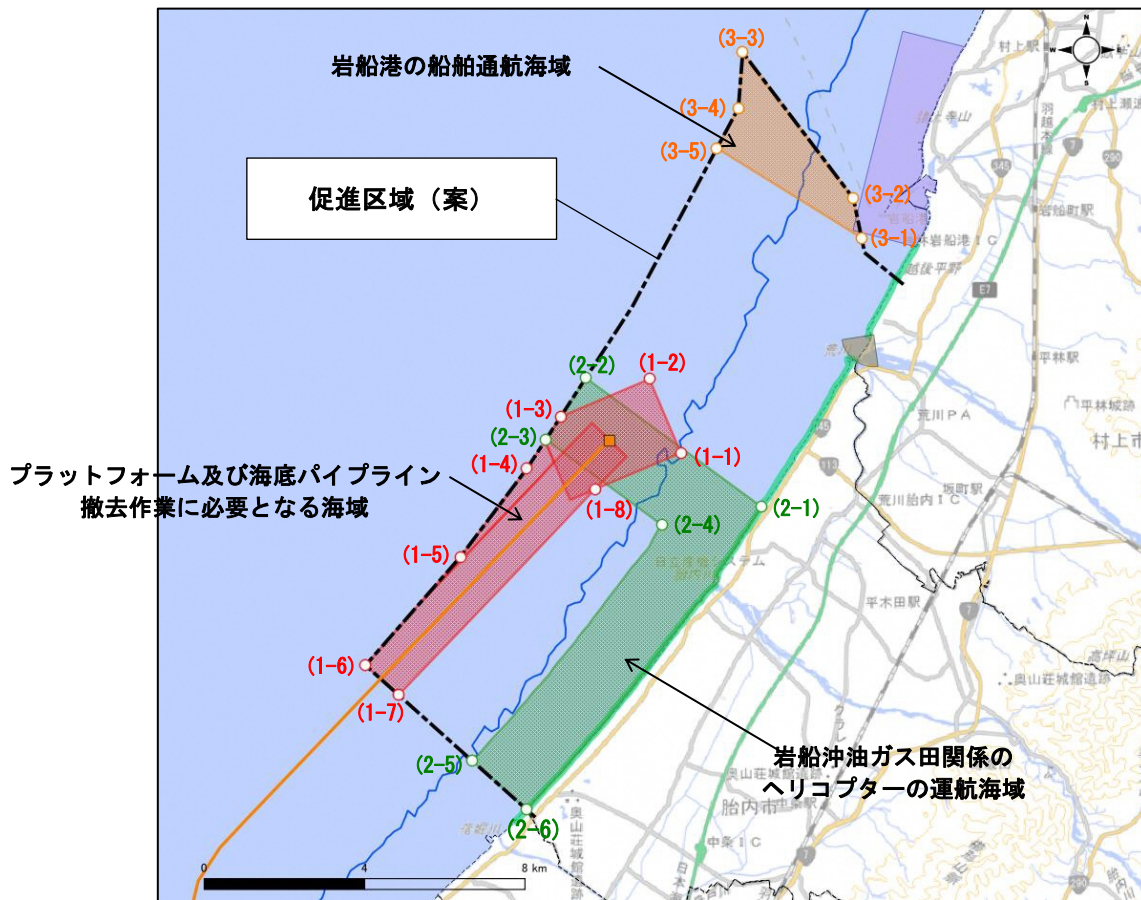


※水深 20m 等深線は海洋台帳、左記以外は新潟県提供資料に基づき作成。

※港湾区域、漁港の区域は、(1) ~ (10) 及び陸岸で囲まれる海域の内に設定されている区域のみを記載。

※海岸保全区域は、(1) ~ (10) 及び陸岸で囲まれる海域の内に設定されている区域（左記海域外の隣接部の区域も含む）のみを記載。

発電設備等の設置に制約が生じる範囲の座標値



○プラットフォーム及び海底パイプライン撤去作業に必要となる海域 (洋上風力発電設備等(海底ケーブル、ブレード回転エリアを含む)を設置しない海域)

座標番号	緯度			経度		
(1-1)	北緯	38 度 7 分 45.6 秒		東経	139 度 21 分 30.7 秒	
(1-2)		38 度 8 分 45.6 秒			139 度 20 分 59.3 秒	
(1-3)		38 度 8 分 15.7 秒			139 度 19 分 28.0 秒	
(1-4)		38 度 7 分 34.0 秒			139 度 18 分 53.0 秒	
(1-5)		38 度 6 分 23.0 秒			139 度 17 分 44.0 秒	
(1-6)		38 度 4 分 56.0 秒			139 度 16 分 6.0 秒	
(1-7)		38 度 4 分 31.8 秒			139 度 16 分 39.7 秒	
(1-8)		38 度 7 分 16.7 秒			139 度 20 分 2.3 秒	

○岩船沖油ガス田関係のヘリコプターの運航海域 (洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く、ブレード回転エリアを含む)を設置しない海域)

座標番号	緯度			経度		
(2-1)	北緯	38 度 7 分 1.5 秒		東経	139 度 22 分 52.6 秒	
(2-2)		38 度 8 分 46.8 秒			139 度 19 分 54.1 秒	
(2-3)		38 度 7 分 57.4 秒			139 度 19 分 12.6 秒	
(2-4)		38 度 6 分 47.7 秒			139 度 21 分 10.7 秒	
(2-5)		38 度 3 分 38.1 秒			139 度 17 分 54.3 秒	
(2-6)		38 度 2 分 58.1 秒			139 度 18 分 49.9 秒	

○岩船港の船舶通航海域 (洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く、ブレード回転エリアを含む)を設置しない海域)

座標番号	緯度			経度		
(3-1)	北緯	38 度 10 分 38.0 秒		東経	139 度 24 分 38.0 秒	
(3-2)		38 度 11 分 10.0 秒			139 度 24 分 30.0 秒	
(3-3)		38 度 13 分 9.0 秒			139 度 22 分 38.0 秒	
(3-4)		38 度 12 分 24.0 秒			139 度 22 分 33.0 秒	
(3-5)		38 度 11 分 51.7 秒			139 度 22 分 10.6 秒	

※上記の座標値は主要な地点の座標値を示したものであり、上記に掲げる各座標で囲まれた海域は概ねの海域の範囲を示すものである。